

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県由布市長

## 公表日

令和3年9月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	由布市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 【内容】 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出に関する事務 ②年金受給に伴う裁定請求に関する事務 ③国民年金保険料の免除等申請等に関する事務
③システムの名称	・国民年金システム ・団体内統合宛名管理システム ・中間サーバー ・社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
・課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の31の項、62の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の46の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の27,42,45の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。	由布市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。特定個人ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。		
平成28年12月6日	3. 個人番号の利用	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の48、50の項	番号法第9条第1項、別表第一の31の項、62の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条		
平成29年6月1日	I 7 請求先	総合政策課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため
平成29年6月1日	I 8 連絡先	保険課 〒879-5192 大分県由布市湯布院町川上3738番地1 Tel0977-84-3111	保険課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1121	事後	組織再編に伴う変更のため
平成29年6月1日	I 5 ②所属長	保険課長 曾根崎 秀一	保険課長 佐藤 厚一	事後	人事異動に伴う所属長変更のため
平成29年10月30日	評価実施機関名	由布市長 首藤 奉文	大分県由布市長	事後	市長名の削除
平成30年7月2日	I 1 ③システムの名称	・国民年金システム ・団体内統合宛名管理システム ・中間サーバー	・国民年金システム ・団体内統合宛名管理システム ・中間サーバー ・社会保険オンラインシステム	事後	システム導入のため
令和1年5月10日	新様式への変更			事後	
令和3年9月16日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月16日	II 1 対象人数	平成27年6月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月16日	II 2 取扱者数	平成27年6月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	